

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

以下のとおり公表します。  
令和5年8月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 長谷川 真理子  
分任契約担当役 国立能楽堂部長 佐藤 和男  
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 中島 敏隆

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によるこ ととした業務方法書 又は会計規定等の 根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道 府県認定の区 分	応札・応募者 数	
令和5年度日本博 2.0を契機とする文 化資源コンテンツ 創成事業最高峰の 文化資源の磨き上 げによる満足度向 上事業(委託型)採 択事業の再委託契 約(東日本大震災 被災地の郷土芸能 及び郷土芸能祭等 の磨き上げによる 三陸のブランディ ング創生事業 三陸 国際芸術祭2023 移ル(仮称))	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・長谷川真理子 /東京都千代田区 隼町4-1	令和5年8月2日	三陸国際芸術推進委 員会/岩手県盛岡市 南大通1-15-7		契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		42,571,000						
初代国立劇場さよ なら特別公演新聞 広告掲載(読売新 聞朝刊15段)	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・長谷川真理子 /東京都千代田区 隼町4-1	令和5年8月4日	株式会社読売エー ジェンシー/東京 千代田区富士見2-1- 12	1010001031728	競争に付すること が不利と認められ るため(会計規程 第24条第1項第3号 に該当)		9,900,000						
令和5年12月文楽 公演・文楽鑑賞教 室宣伝用印刷物等 作成	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・長谷川真理子 /東京都千代田区 隼町4-1	令和5年8月4日	三条印刷株式会社/ 新潟県三条市元町9- 3	2110001014218	公募又は企画競争 で特定されたため (会計規程第24条 第1項第1号に該 当)		1,157,200						
令和6年8月演芸 公演における千代 田区立内幸町ホー ルの利用について	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・長谷川真理子 /東京都千代田区 隼町4-1	令和5年8月5日	株式会社コンベンシ ョンリンクージ/東京 千代田区三番町2	8010001092202	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		1,145,500						

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

以下のとおり公表します。  
令和5年8月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 長谷川 真理子  
分任契約担当役 国立能楽堂部長 佐藤 和男  
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 中島 敏隆

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
初代国立劇場さよなら特別公演新聞広告掲載(朝日新聞朝刊15段)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川真理子 ／東京都千代田区隼町4-1	令和5年8月10日	株式会社毎日広告社 ／東京都千代田区一ツ橋1-1-1	2010001029960	競争に付することが不利と認められるため(会計規程第24条第1項第3号に該当)		5,500,000						
「さよなら公演及び国立劇場閉場」の広報に係る総合企画の実施業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川真理子 ／東京都千代田区隼町4-1	令和5年8月22日	株式会社読売新聞東京本社 ／東京都千代田区大手町1-7-1	8010001079224	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		8,499,150						
令和5年度日本博2.0を契機とする文化資源コンテンツ創成事業最高峰の文化資源の磨き上げによる満足度向上事業(委託型)採択事業の再委託契約(MOA美術館を中心とするインバウンドに向けた文化資源の磨き上げによる満足度向上事業)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川真理子 ／東京都千代田区隼町4-1	令和5年8月22日	公益財団法人岡田茂吉美術文化財団 ／静岡県熱海市桃山町26-2 MOA美術館	2080105003863	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		26,858,000			公財	国認定		
「さよなら公演記念グッズの企画、製造、プロモーション、店舗販売業務委託」に関する覚書の締結(現契約変更等覚書)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川真理子 ／東京都千代田区隼町4-1	令和5年8月24日	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 ／大阪府枚方市岡東町12-2	2120001077107	公募又は企画競争で特定されたため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		8,885,811						
令和5年9月歌舞伎公演出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川真理子 ／東京都千代田区隼町4-1	令和5年8月28日	松竹株式会社 ／東京都中央区築地4-1-1	6010001034809	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		30,383,760						

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

以下のとおり公表します。  
令和5年8月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 長谷川 真理子  
分任契約担当役 国立能楽堂部長 佐藤 和男  
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 中島 敏隆

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応募・応募者数	
令和5年9月歌舞伎公演出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川真理子 ／東京都千代田区隼町4-1	令和5年8月28日	鳥羽屋音曲株式会社 ／東京都中央区日本橋人形町2-25-5	1010001207311	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		5,214,000						
令和5年9月歌舞伎公演出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川真理子 ／東京都千代田区隼町4-1	令和5年8月28日	株式会社白秋三曲事務所 ／東京都新宿区四谷三栄町16-18	5011101053988	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		1,540,000						
令和5年度日本博2.0を契機とする文化資源コンテンツ創成事業最高峰の文化資源の磨き上げによる満足度向上事業(委託型)採択事業の再委託契約(国際芸術都市大阪構想 & Study: 大阪関西国際芸術祭 2024)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川真理子 ／東京都千代田区隼町4-1	令和5年8月28日	株式会社アートローグ ／大阪府大阪市北区中津3-25-2	5120001207024	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		68,388,000						
令和5年度日本博2.0を契機とする文化資源コンテンツ創成事業最高峰の文化資源の磨き上げによる満足度向上事業(委託型)採択事業の再委託契約(米国アカデミー賞公認国際短編映画祭「ショートショート フィルムフェスティバル&アジア」の海外認知度向上事業)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川真理子 ／東京都千代田区隼町4-1	令和5年8月29日	株式会社バンフィックボイス ／東京都渋谷区千駄ヶ谷4-12-8	3011001062059	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		33,367,000						

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。